

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 1 番 知念富信議員、2 番 新垣由雄議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第 2．議長諸般の報告をいたします。町長から追加議案として、本日配布されました議案第 37 号 平成 26 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 38 号 和解及び損害賠償額の決定について提出されていますので、後刻議題とします。

次に、議員提出案件として意見書第 2 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書、意見書第 3 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書、意見書第 4 号 義務教育費国庫負担拡充教育条件整備のための意見書、意見書第 5 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書、意見書第 6 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の 5 件が提出されお手元に配布してございます。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。お手元に配布してありますので、それぞれ後刻議題といたします。

次に、決議第 3 号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって諸般の報告といたします。これから議案の上程に入ります。

日程第 3．議案第 32 号 南風原町行政手続条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 32 号 南風原町行政手続条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告を行います。

議案第 32 号 南風原町行政手続条例。審査の経過 本案は、6 月 9 日の本会議に上程さ

れ提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では 6 月 10 日に委員会を開き担当部長、課長、職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。11 日に、まとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項について報告いたします。今回の条例制定は、行政手続法の改正に合わせて 3 つの条文を追加したことと、これまで処分等の手続きに関する事項は南風原町行政手続規則で規定していたものを条例として格上げし制定することと説明があり、町民の権利・利益の保護につながることを確認いたしました。その権利と保護では、例えば行政が一度認めた申請を取り消したりする等の不利益処分を受けたことに対する説明根拠が明確になったと説明がありました。町民視点に立つとき、同条例を制定することで行政が行う手続き内容や行政処分の根拠も明確になることを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 32 号 南風原町行政手続条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

#### 日程第 4．議案第 33 号 町道の路線の廃止について

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 33 号 町道の路線の廃止についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第 33 号 町道の路線の廃止について。審査の経過 本案は、6 月 9 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、6 月 10 日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。当日は、本案に関する現地調査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回、沖縄県が実施する県営南風原第二団地建て替え事業を行うため、廃止対象となっている町道 118 号線は、袋地であることから廃止により周辺住民の通行に影響を及ぼさないことを確認いたしました。以上のことが、経

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

済教育常任委員会で審査されました。そして、6 月 10 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 33 号 町道の路線の廃止についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 5．議案第 34 号 町道の路線の認定について

○議長 宮城清政君 日程第 5．議案第 34 号 町道の路線の認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第 34 号 町道の路線の認定について。審査の経過 本案は、6 月 9 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、6 月 10 日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。当日は、本案に関する現地調査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回、町道 284 号線は、新川区内に 14 戸の集合住宅ができることからその生活道路として認定する必要があること、2メートル幅員の避難通路も整備されていることを確認いたしました。町道 285 号線及び町道 286 号線は、兼城イエローハット裏手の町道として認定するものであります。町道 285 号線について、町道 11 号線に突き当たる部分にまだ町道認定できない私道があるため、町道認定できるよう取り組むという説明がありました。議員からこの私道の町道に認定に時間を要するのであれば、町道認定に先立ち整備ができないかという質問がありました。これに対して整備できるか調査するという回答がありました。認定対象の 3 路線について、一般交通用に供することに問題がないことを確認いたしました。以上のことが、経済教育常任委員会で審査されました。そして、6 月 10 日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 34 号 町道の路線の認定ついてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決でございます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 6．議案第 35 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 35 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、報告いたします。議案第 35 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 2 号）。審査の経過 本案は、6 月 9 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め、10 日に総務部総務課、企画財政課、経済建設部区画下水道課、11 日に産業振興課、教育部生涯学習文化課より説明を受け質疑をし審査を行いました。そのあとに、まとめと採決を行いました。9 日の本会議で宮城寛淳議員から質疑のあった予算書 6 ページ、歳入 14 款 2 項 1 目 11 節、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）事業の地域農業活性化事業補助金の減額補正 8,513 万円と、予算書 6 ページ 14 款 2 項 4 目 60 節、高生産性農業用機械施設導入費補助金の増額補正額 4,763 万 2,000 円との差額について質問があり、委員会で詳しい説明がありました。一括交付金事業の大幅減額した理由が 2 つある。1 つ目は、スターフルーツが県から拠点産地の認可を受けたことにより、補助の一部が県の行う一括交付金事業の対象となったこと、2 つ目の理由としてキュウリに対する補助も県補助事業となったことと説明がありました。スターフルーツへの補助について、当初、町の一括交付金事業を活用して補助対象とする農家の戸数が 10 戸だったものが、JA と調整のうえ、最終的に 8 戸となり、補助事業を変更することで県補助対象が 3 戸、町補助事業対象が 2 戸、次年度以降に補助対象が 3 戸と説明がありましたことを報告いたします。

続きまして、委員会の審査のなかで主な事項について報告いたします。1．区画下水道課

について。予算書 15 ページ 8 款 4 項 1 目．都市計画費 28 節．操出金 138

3,000 円について、津嘉山北土地区画整理地区内の保留地を処分する方法及び手続きの方法等を定め、7 つの保留地処分を行うための嘱託員報酬 9 カ月分の計上と説明がありました。委員からは、年度内に保留地処分が遂行されるよう早急に取り組みされたいと要望がありました。2．産業振興課について。予算書 14 ページ 7 款 1 項 1 目．商工費について。津嘉山北土地区画整理地区内の地権者等を対象とした企業立地マッチング説明会に関する増額補正との説明がありました。同説明会は、農地として活用されていた区画整理地区内の主要幹線沿いに土地活用として商業施設の創業につながるよう地権者に対する最初の説明会であると説明がありました。委員からは、同説明会の開催は素晴らしい取組と評価があり、早めに取り組むよう要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 35 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 7．議案第 36 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長 宮城清政君 日程第 7．議案第 36 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第 36 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）。審査の経過 本案は、6 月 9 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、6 月 10 日に委員会を開き関係部長に出席を求め審査をいたしました。審査の内

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

容につきまして報告いたします。津嘉山北土地区画整理地内の保留地処分を遂行する嘱託員報酬の計上であります。嘱託員につきましては、用地交渉等の実務経験がある者の採用ができるようにしたいという報告がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、6 月 10 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありません。採決挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 36 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）ついてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決でございます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 8. 議案第 37 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長 宮城清政君 日程第 8. 議案第 37 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 37 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）平成 27 年度南風原町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,589 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 5,262 万 6,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。その内容については、担当から説明させたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 37 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）について補足してご説明いたします。まず、2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」について説明いたします。今回の補正は、沖縄振興特別推進交付金事業で交付決定がなされた

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

事業を早期に実施するため補正の必要が生じたので、歳入歳出をそれぞれ 6,589 万円増額し、補正後の一般会計予算額は 130 億 5,262 万 6,000 円となります。それでは、補正増額 6,589 万円の内容について歳入より説明いたします。

6 ページをお願いします。14 款 2 項 1 目。総務費県補助金 5,271 万 1,000 円の増は、5 月 29 日に交付決定された沖縄振興特別推進交付金事業の新規 5 事業とすでに交付決定を受けている 1 事業への追加交付による計上となっております。補正後の交付金は、4 億 8,769 万 9,000 円となります。

続きまして 7 ページ。17 款 1 項 1 目。財政調整基金繰入金 1,317 万 9,000 円の増は、第 3 号補正歳入歳出の調整により、基金からの取り崩しを行うことによるものです。補正後の同基金残高は、4 億 9,772 万 7,000 円となります。

続きまして歳出について説明いたします。8 ページ。2 款 1 項 11 目。諸費 3,556 万円の増は、宇宮平に地域振興資料館を整備するため設計管理にかかる補助金の計上になります。12 目。地域づくり推進事業費 1,245 万 7,000 円の増は、友好都市を締結しているカナダ・レスブリッジ市において、沖縄県人カナダ移民 115 周年記念式典へ町の伝統芸能団 20 名及び職員 1 名を派遣するための特別旅費の計上となっております。

続きまして 9 ページ。6 款 1 項 3 目。農業振興費 723 万 3,000 円の増は、町の特産品であるヘチマ及びブスターフルーツを神奈川県横浜市で開催される沖縄チャンプルーカーニバル等県内外のイベントに出品し販売促進を図るために係る販売促進謝礼金や職員の特別旅費、クッキングショーやナーベラーレシピコンテストに係る販売促進事業委託料等の計上によるものです。4 目。畜産業費 300 万円の増は、本町産和牛の質及び生産の向上を図るため、南風原町和牛組合に対し優良繁殖牛 1 頭につき、上限 50 万円で購入価格の 2 分の 1 を補助するため 6 頭分の補助金の計上によるものです。

続きまして、10 ページ。7 款 1 項 2 目。観光費 620 万円の増は、津嘉山地内に建設を予定しています観光発信施設の整備に伴い、同施設を含めた町の観光発信のあり方等基本構想・基本計画を策定するための策定委員謝礼金 80 万円及び同委託料 540 万円の計上によるものです。

続きまして 11 ページ。10 款 2 項 1 目。学校管理費 144 万円の増は、翔南小学校二学年において、30 人以下の学級編成ができなかったことから、学習支援員を 1 人追加配置するため 9 カ月分の報酬を計上するものです。以上が議案第 37 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）の概要となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより議案第 37 号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 2 点、3 点お聞きしたいのですが、レスブリッジ市に伝統芸能団 20 名ということですが、どういった伝統芸能団を派遣するのですか。例えば向こうの

県人会からこういうものが欲しいというようなことがあったのか、それとも何か関連のあるような伝統芸能なのか、それとも一般的な沖縄の伝統芸能、空手や踊りなどいろいろありますそういうものなのか。要するに、どういう団体で出かけて行くのかその点をお伺いしたいと思います。

それから、神奈川県沖縄チャンプルーカーニバル等のイベントですけれども、職員の派遣をすることは分かるのですが、販売促進事業委託料というところどこかにその事業を委託してそこでやるのか、その内容をもう少し詳しく教えてもらえませんか。要するに、向こうにこういうカーニバルへ出店したいという事業所があって、そこが販売しに行くのか。それとも、南風原町がこういうものを販売してくれませんかと委託して売りに行くのか。このチャンプルーカーニバルの中身をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それからもう 1 つは、肉用牛の優良繁殖牛 1 頭につき 50 万円とあります。今、南風原町に和牛組合があるようです。私は、町内のそういう牛舎を 2 カ所、3 カ所しか知らないのだけれども、肉用牛なのか乳牛なのかよく分からないところがあるので、戸数がどれぐらいあるのか教えてもらえませんか。以上、3 点お願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 2 款 1 項 12 目、地域づくり推進事業 1,245 万 7,000 円の内容でございます。先ほども申し上げたとおり、カナダのレスブリッジ市は友好都市を締結しております。今回、沖縄県人の移民 115 周年記念がございまして、それに県人会より招待がございました。それについて、ぜひ地域の芸能として余興をしていただければということで、種類としてはエイサーでございます。今回、宇津嘉山にエイサーのできる皆さんをとということで推薦を依頼しておりまして、またなぜ津嘉山かと申しますと、本町で一番エイサーの歴史が長いということですね。それから、エイサーは県人会の若い方もなさっているということで、一緒に競演もしたいということからでございます。あと 1 点は、津嘉山には綱曳きの鉦鼓隊というものがございます。あれも県内では津嘉山の独特な伝統行事と言いますか、非常に歴史が長いものがあるということで、メンバーは重複して同じですが、エイサーと鉦鼓隊を披露する、エイサーを県人会の皆さんとコラボをするということで、県人会からもお招きがありまして、今回の一括交付金を活用しての上程となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 お答えします。まず、沖縄チャンプルーカーニバルの中身の件ですけれども、イメージとしましては横浜で大きなイベントがありまして、沖縄カーニバルのかたちで音楽と芸能と物産というようなテーマで沖縄県を中心に沖縄の物産を集めて南風原町においてはヘチマとスターフルーツを PR します。そこのブースの設置等につい

ては、向こうへ委託するかたちで、うちからは職員を派遣してそこで試食、アンケート等を取ったりなどして物産のPRをしていくというイメージでございます。

和牛組合についてですが、本町には和牛農家が3戸ございまして、実際、肉用牛としての農家がございまして。現在、畜舎については南城市に持っている農家が1農家、残り2農家は南風原町に畜舎もあるということでございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 レスブリッジの件は、よく分かりました。がんばってきて欲しいと思います。

チャンプルーカーニバルですけれども、職員が向こうに行って、その事業所をお願いをして販売をするということなのですか。レシピコンテスト云々ともあるのですが、これも向こうの方にやってもらうということなのか。要するに、こちらからそういった事業所が行って向こうで料理を作って食べさせるのではなく、向こうの方にやってもらうと、職員はそれについて行くというかたちなのか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 説明が足りませんでした。クッキングショー、レシピコンテストというのは、向こうのイベントに沿ってやる部分もあるのですけれども、うちの職員が調理して食べさせるかたちになります。この事業のなかで、ホームページなどを使っているんなレシピを展示しているのですけれども、そういったPRできるような部分についてはこの事業所をお願いをします。職員については、実際の試食・販売、それから説明に当たります。並行して農協が近くに別のブースを設けて実際の販売促進は行う仕組みになっています。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 分かりました。先ほど聞かなかったのを和牛のことをお聞きしたいのですけれども、南風原町で3戸あるということです。この一括交付金で例えば沖縄県内他の市町村でそういった優良和牛を増やしていくという事業を行っているのですか。南風原町だけがそれをやっているのか、他の市町村の情報もありますか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 お答えします。糸満市や南城市については、和牛の生産がかなり先行してしまっていて、南城市が一番に一括交付金を活用した和牛の改良等すでに着手しています。今般は、同じように豊見城市、南風原が後発でこの活用で和牛改良を行いたい申出を行っているところです。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは、今の旅費について質問します。9節に旅費を組んでいます行くのは津嘉山の皆さんだということですから、9節の旅費というのは職員の旅費が主なのか。他の団体であるとか他の町民に出す場合は、補助金的なものではないのか。9節ですから、職員と同じように全額支給なのでしょう。カナダ友好都市だからということでありますが、南米にもいろんな国へ移民しています。そこの記念式典があったときには、どういふふうにするのですか。今後、こういう記念行事があったときにどういふ取組をするのか。今は9節ですから全額町の負担です。職員と同じように全額負担だと考えていますが、それでいいのか。今後、アルゼンチンやブラジル、ハワイ、そういったところで記念事業があったとき、町民への依頼があったとき、そういうときはどうしますか。教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 予算の内訳の件については、企画財政課長が後ほどお答えいたします。様々な国に沖縄県人がいらっしゃるということで、特にレスブリッジの理由はというご質問の趣旨かと思いますが、先程も少し触れましたが友好都市として締結をしています。隔年でハワイとレスブリッジ市に本町の子どもたちを派遣して受入れもしてもらっています。特にまた今回、カナダの県人会からもお招きがございました。そういったことも含め、日ごろお世話になっていることもございましての派遣となります。確か2年前のハワイの沖縄フェスティバルにも宮平のシーサーの皆さんも派遣させていただいております。それぞれの国、町からの移民の皆さんもいらっしゃいますが、それはそれでまたなんらかの周年記念式典等ございまして、向こうからのご招待があればそれはそれで個別に検討していくこととなります。以上です。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 なぜ9節かのご質問に対しましては、南風原町職員等の旅費条例第1条に、町長が職員及び職員以外の者に対しという条項が入っています。それに基づいて支出させていただいております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それが正しいのかな。全く行政と関係のない津嘉山の皆さんが行かれるわけでしょう。業務と関係ある皆さんが行くのであれば、あなたが言うように9節でできるでしょう。けれども、今回行くのは全くの町民です。それに対して9節で正しいのか。19節の補助金関係が正しいのではなかったのか。皆さんがそれで正しいというのであれば、私は別に問いませんが、もう一度答えてください。

それから、この9節で組んでいる皆さんは、全額補助ですよ。旅費の全額支給なのでしよう。それは変わらないのかどうか。今後、他の国が記念事業をやる時には、どういうふうに支援してあげるのか。当然、同じように公正・公平にやられると思いますが、カナダは友好都市であるとのことですが、他の国においても移民何周年記念という事業があったときに同じように支援をやるべきだと思いますが、それはどういうふうにやるのか答えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。先ほど担当課長からもございましたが、職員及び職員以外の者に対してということで、今回、カナダの県人会から招聘を受けておりますので、われわれが地域に推薦を出してもらってわれわれが主導で行ってもらおうという考えで旅費ということでございます。これは県とも協議をして、旅費で妥当であるということの内諾は得られております。将来において関係国と言いますか、町から移民をなさっている国々から派遣依頼等がございましたら、それぞれのケースでどういったお招きなのか、そういったことも含めて検討していくことになると思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 2点お伺いしたいのですけれども、まず宮平の地域振興資料館ですが、規模としてどれぐらいの面積なのか、地域の負担はどれぐらいなのか。

それから、10ページの観光費がありますけれども、これは基本構想策定で、観光発信に向けての構想だということですが、どういった内容で構想していくのか、基本計画はどういった内容で策定しようとしているのか。それから、この観光振興計画策定委員会という設置条例がありますけれども、それと関連はしないのか。これについて特に委員会の条例を制定する必要はないのか。併せて答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。地域振興資料館ですが、本町には無形文化財がいろいろあり、特に宮平地域にはシーサーをはじめとして総掛（カシカキ）という女性の踊りですね、十五夜遊びも伝統的に非常に盛んであると、こういった重要な文化資源であることから資料館の整備を図って今後の地域活性化を図る。災害時には、避難施設としても機能して、平時はコミュニティ交流の場として活用していく目的で、今回の補正が設計委託料です。その予算を算出するための概略図ですが、2階建てを予定しており1階部分が840平方メートル、2階が351平方メートル、合計1191.4平方メートル、368坪です。今はその予定で、これから設計に入っていくということになります。一括交付金で80パーセントの80パーセント、町が80パーセントのうちの20パーセント。地域は総事業費の20パーセントです。これは建築部分です。外構等は入ってございません。建物に係る部分であります。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 10ページの観光発信施設についてのご質問にお答えします。まず、この観光発信施設の詳細につきましては、追加資料1の3ページ、⑩で説明がありますが、観光拠点の一つとして字津嘉山に金城哲夫氏の資料館やその他偉人等の常設展示をということであります。そういった発信施設のあり方であるとか、どういったかたちで運営をするか、南風原町の別の情報を発信している観光施設とどういったかたちで連携を持つかというようなことの構想、それから整備計画を立てていくための計上になります。

それから、ご質問にありましたこれまでの観光振興計画について。当然、観光振興計画はもっと大きな視点での計画でありますので、今回、この施設はより絞り込んだ展開となりますので、やはりその振興計画も上位の計画として見据えながらやっていくものと考えております。条例等、要綱等については、これから同時に整備を進めていく予定であります。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 観光施設についてももう少し確認したいのですが、最初の部分は声が小さくてマイクにひろわれていなかったのですが、今後、その構想基本計画を策定されて、具体的にどういう方向でいこうとしているのか。先ほど津嘉山の地名も出たのですが金城哲夫さんの資料館とかそういうものも関連していくのか。南風原町全体の基本計画を策定していくのか、そのへんの内容をもう少しやっていただきたい。

そして、これから条例を作るとお話があったのですが、もしそうであれば条例を先に作らなければいけないと思うのですが、これについて条例が必要なのか併せてお願いできますか。

平成27年第2回定例会6月19日（最終日）

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 計画につきまして、観光振興計画ということでは南風原町の観光振興の構想が出来上がっていますので、そのなかで今回の施設は金城哲夫氏のみではなくて、新垣弓太郎氏であるとか、南風原町の偉人、そういう方々の情報を発信しながら常設展示もしていく。そういう展示物がどういうふうを活用されるべきか、そのようなことについてもこの構想のなか、また計画のなかでいろいろと練りこんでいくことを計画しております。今後の施設の展開についてもこちらのなかで議論していきます。

それから、条例ではなくて、こちらの検討委員会是要綱等について現在準備し策定していく予定でありますということです。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 たいへん良いことだと思います。今は人物が表に出たのですけれども、やはり南風原町を観光の面からPRするためにも伝統芸能やいろんな各地域の行事もありますので、いかに人を引き付けることができるかの策定を念頭に置いて、南風原町全体的なものをぜひ検討していただきたいと思います。観光協会から出しているものもありますけれども、行政としての南風原町PR含めてぜひ検討を加えていただきたいと思います。もしそれが可能であればぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私も今の観光発信施設整備についてお伺いします。私が忘れているのかもしれませんが、にわかに、急に出てきた話のような感じがしています。例えば規模であるとか時期であるとか、そういったものはある程度どのように考えているのか。中身はこれから基本構想、計画をこれから作っていくわけですから、どういった方法でといったものが例えば施政方針のなかで出てきていたのかどうか。私が記憶していないのか分かりませんが、そのあたりの大きな、基本的なところがどうなっているのか。どのように位置づけられていたのか。

それから、10人掛ける10回分と説明されていますけれども、どういった方々でこの策定委員を構成していくのか。それから、この委託料はどこに委託をするのか。この点をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 計画的なものについては、私から答弁させていただきます

す。当初は、金城哲夫資料館という構想からまず始まっておりました。しかし、その後、一括交付金を活用しての県、内部でのいろいろなやり取りのなかで、そこまで事業化するのであればもう少し幅を広げて、金城哲夫氏のみではなくて町内の偉人関係、先ほど課長から説明がありましたけれどももう少し構想を広げてはどうかということから進みまして、トータルの観光発信施設として整備していこうということで今年の 12 月ごろからその構想については進めておりました。いろんなこのやり取りと、内容の幅を広げることで時間を要して今回となっております。降って湧いたような構想ではなく、規模がどんどん膨らみまして今回のような計画となっております。

また、今後の委員の内容につきましては、課長から説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 検討会含めた委員ですけれども、当然、観光の情報発信ということもありますので、観光に明るい知識をいろいろ持っている方ということで、こちらで検討しているのはコンベンションビューロー関係者、観光協会、商工会で、文化についていろいろ情報を有している方ということで南風原町の文化センターから推薦される方、商工会を中心にした方であるとか、もう 1 つの観光という意味ではグリーンツーリズムもありますので、そういった方々に推薦を出していただき、そういう方を委員として運営していければと考えております。

受託発注についてですけれども、現在は企画のなかでプロポーザル発注することを考えております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 10 時 58 分）

再開（午前 10 時 58 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。規模につきましては、今回委託で出されます基本構想、基本計画等で決めていくこととなりますけれども、基本的に位置は金城哲夫氏資料館も併設することから、できますれば区画整理区域内の松風苑の近くに設置したいと考えておまして、今、一筆につきましては区画整理の保留地処分がありますのでそこを利用したいということと、もう 1 つはその隣接した民地もできましたらご協力をいただいて規模を広げていきたいと考えております。けれども、こちらについてはまだ予算が成立していないものですから直接地権者との交渉を行っていませんが、規模的なものはもし民地側のご協力が得られますれば、だいたい 450 坪程度の敷地に 150 坪から 200 坪の建物に

なるのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。この事業につきましては、複数年で予定しています。こちらがまだ案の段階ですけれども、用地が隣接民地まで可能ということでありましたら最終的には全体事業費として2億5,000万円程度になるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第37号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第37号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第37号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、可決されました。

#### 日程第9．議案第38号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長 宮城清政君 日程第9．議案第38号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第38号 和解及び損害賠償額の決定について 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により次のとおり議会の議決を求める。1．相手方住所氏名については、記載のとおりであります。2．事故の概要 平成26年7月8日火曜日午後7時ごろ、宇宮平…番地、相手方自宅において

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

町が管理する車両通行規制用看板が強風により飛ばされ、相手方自宅 1 階窓ガラスを損傷させた。3. 損害賠償額 120 万 8,000 円。提案理由としまして、上記事故について和解し損害賠償の額を決定したいので提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 38 号詳細につきまして、ご説明させていただきます。議案書の次のページに付いております資料でご説明させていただきます。事故の日付は平成 26 年 7 月 8 日。午後 7 時ごろです。台風 8 号の影響による強風で、町の設置しております注意看板が強風によって飛ばされまして、向かい側の相手方住宅の窓ガラスに当たってガラス窓及びサッシに傷ができていることによる損害賠償となります。場所につきましては、字宮平の当間橋から町道 11 号線に入りました所に設置されておりました看板でございます。町道 11 号線の国場川路肩が一部決壊している所がありまして、そのために大型車両の通行に注意を促すために設置していた注意看板でございます。設置をしまして 2 カ年ほどたっている看板でございます。これが台風 8 号の影響の強風で道路反対側の相手方窓ガラスに当たって、窓ガラス及びサッシの計 4 カ所に傷ができたということでございます。それに伴う損害賠償額 120 万 8,000 円で示談の協議が整ったということで、今回の議案上程となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 この工事は県の工事ですね。県の工事で町が看板を立てているわけですが、そうすると本来ならば工事業者の看板であるとかあるいは県の工事名を書いたの通行止め看板になるのではないかと思います。それを南風原町が設置したという理由には何があるのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 こちらの看板は、当間橋の工事に関連する看板ではございません。町道 11 号線の国場川側路肩が決壊をしまして、それに伴って大型車両の通行を規制と言うよりは注意を促すもので、南風原町が設置した看板ということになっております。その看板が強風で飛ばされまして、相手方のガラスに当たって傷がついたという今回の和解内容となっております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 2年前からの設置ということは、看板が風で飛ばないように錘を付けたらいろいろな方法があるのですけれども、そういうものはなかったのですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えいたします。この看板につきましては、平成24年5月ごろに設置されておりまして、町道のガードパイプに針金で固定してあったのですけれども、これが腐食していて強風に飛ばされたということが1つの原因になっております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 台風8号が発生したあとの事故でありますけれども、何度かガードレールに関する事故あるいは補償などありましたよね。やはりこういうものは一度起きたら次は起こさないような見回りは必要かと思えます。これについては何回目か分からないぐらいの補償を町はやっていますので、今後そういうことがないようにパトロール等気を付けていただきたいと思います。日ごろからぜひ気を付けるようお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ただいまの玉城議員とほぼ同じですけれども、現在どういった防止策を取られているのですか。その後、飛ばされないよう策は取られているのでしょうか。今でもそのままにしているのですか。行政側の対応策は…

[大城 勝議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時10分）

再開（午前11時10分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の件がありましてから、その後、強風及び台風等につきましては一時取り外して飛ばないように策を講じております。先ほど勇議員からもございましたとおり、同様なことが二度と起きないようにその後については十分気を付けて対応しております。また、今後もこれまで起きました案件につきまして二度と同じようなことがないように十分気を付けてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 定期的なパトロールをすべきだと思います。それをマニュアル化して、日誌もきちんと記録して残されるぐらいですね。そうしませんと、台風など直前に対応するのではなくて、日頃からのパトロールをし、それをきちんと記録として残しておく、そうしたシステムを取って欲しいと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 パトロールにつきましても、従前からやっていることではございますが、いかんせん全部を網羅するのが結果的にはできなかったことになっております。現在は、看板関係につきましても位置をすべて把握しておりまして、台風が近づきましたらそこを中心に再度パトロールを重ねるよう現在もやっております。今後も同様にやっていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございます。各集落にいろんな危険物がありますね。それぞれの住民が気付いたところで、直接自治会の区長あるいは役場に連絡できるよう例えばそこに電話番号を入れておくとか、廃棄物の場合はそのようにやられていますが、そういった場合も連絡はすぐに行き届くような、住民がしやすいような体制です。日頃から行政の皆さんだけのパトロールではなくて、住民にも参加してもらえよう体制を作っていただきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第38号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第38号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、可決されました。休憩します。

休憩（午前 11 時 14 分）

再開（午前 11 時 31 分）

○議長 宮城清政君 再開します。休憩中の事務局説明ですが、当初の諸般の報告では陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますとうたってはあります。ただ、日程上、入れることを漏らしてしまっていて今回差し替えとなっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

#### 日程第 10. 意見書第 6 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第 10. 意見書第 6 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書についてを議題とします。まず、本案に関し提出者から趣旨説明を求めます。10 番 大城毅議員。

○10 番 大城 毅君 それでは、意見書第 6 号を提案申し上げます。その提案する理由を先に申し上げます。先の大戦は、国内外で多くの戦争被害者を生みました。日本は、アジア太平洋地域への侵略により同地域の人々に重大かつ深刻な被害を与えました。また、日本軍の多くの兵士や関係者も死傷し、国内では沖縄における地上戦、広島・長崎への原爆投下、大空襲等により膨大な数の方々が被害を受けました。戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができます。これは先の大戦のあまりにも大きく痛ましい犠牲に対する真摯な反省と、そこから得られた痛切な教訓であり、その反省と教訓を胸に私たちの国は戦後の歴史を歩んでまいりました。憲法前文及び第 9 条が規定する徹底した恒久平和主義は、この悲惨な戦争の加害と被害を経験した日本国民の願いであり、日本は二度と戦争を行わないという世界に向けた不戦の誓いの表明であります。これまでも幾度か憲法 9 条を改正しようという動きがあったなかで、今日に至るまで恒久平和主義を堅持してきたことがアジアのみならず世界の人々に平和日本の信頼を育ててまいりました。ところが、戦後 70 年を迎え、日本国憲法の恒久平和主義に今、大きな危機が迫っております。今般、国会に提出された安全保障法制を改変する法案は、憲法上許されない集団的自衛権の行使を容認するものであり、憲法第 9 条に真正面から違反するものであります。また、自衛隊の海外活動等に関連する法制を改変する法案は、自衛隊を海外のあらゆる地域へ、しかも現に戦闘行為を行っている現場以外であれば戦闘地域を含めどこにでも派遣し、弾薬・燃料等の軍事物資を米国および他国軍隊に補給することを可能にするものであります。これは外国で戦争している他国軍隊に武力行使に対する積極的協力であり、他国軍隊の武力行使と一体となり当該戦争に参加するに等しいものであって、憲法第 9 条に明らかに違反します。また、このような戦争をしている他国軍隊への積極的協力は、相手側からの武力攻撃を誘発しわが国

が外国で武力紛争に巻き込まれる危険を伴い、現場の自衛官は武器を使用して他国の人々を殺傷する立場に追い込まれ、自らが殺傷される危険に直面します。全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段として戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下でこのような事態をおこしかねない法制への改変は到底許されないというのが提案の理由であります。それでは、意見書案を読み上げて提案申し上げます。

平成 27 年度 6 月 19 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大城毅。賛成者 新垣由雄議員、照屋仁士議員、花城清文議員、赤嶺雅和議員、宮城寛淳議員。「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書 安倍内閣が今国会に提出した「安全保障関連法案」は、歴代の自民党政権も「認められない」としてきた自衛隊の武力行使や戦闘地域での後方支援など政府の判断で米国及び他国の行う武力行使に参加することを可能にする法案となっている。これまで政府の憲法解釈では、わが国に対する武力攻撃がない場合、武力の行使は許されない、すなわち海外での武力行使は認められないとしてきた。ところが、安全保障関連法案は、日本に対する武力攻撃がなくても政府が存立危機事態と判断すれば集団的自衛権の行使、すなわち武力の行使ができるものとなっている。全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下でこのような法制への改変は憲法違反であり許されない。憲法前文及び第 9 条が規定する恒久平和主義は、甚大な加害と被害を経験した日本国民の願いであり、日本は二度と戦争を行わないという世界に向けた不戦の誓いである。6 月 4 日の衆議院憲法審査会に招致された与党推薦参考人を含め全参考人が違憲を表明し、6 月 14 日の日本テレビの世論調査では「憲法違反と思う」が 51.7 パーセント、「憲法違反と思わない」が 16.8 パーセント、TBS の「ニュース 23」では憲法学者の圧倒的多数が違憲としている。70 年前の戦争は、アジアで 2,000 万人の犠牲者を出し、沖縄戦は住民を巻き込んだ筆舌に尽くしがたい戦火で 20 万人を超える命が失われ、南風原町でも当時の村民の 39.7 パーセントにあたる 3,843 人が戦死させられた。よって本町議会は、「ひめゆり部隊」の悲劇に象徴される第二次大戦の惨禍を体験している南風原町であるだけに「ふたたびあやまちを繰り返させない」との決意を込め、安倍内閣が今国会に提出した安全保障関連法案の廃案を求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 27 年度（2015 年）6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上であります。

今こちらに座っておられます議長はじめとした 16 名の議員は、それぞれに町民から付託を受け、南風原町の豊かな発展のためにがんばっている議員であります。その豊かな発展の基礎には、平和がなくてはなりません。その点で、今問題となっている安全保障関連法案はそれを根底から壊すものになりかねないということで今回の意見書を提案するものであり

ます。ぜひ皆様の心からの賛同を呼びかけまして、提案といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第6号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書に対する反対討論をさせていただきます。提出者におかれましては、戦争する可能性をなくするため廃案を求める意見書を提出されたと思います。私も平和であることを願っておりますし、子どもたちの未来が平和であることを願っていることに皆さんと違いはありません。しかし、70年前の戦争、終戦から現在の世界情勢はかなり変化し、沖縄においては尖閣諸島の領海侵犯・領空侵犯などの問題、また、世界で起きているテロ行為もこれまでとは違ってきています。尖閣問題では、先日6月13日に中国が対尖閣で大規模基地建設計画を進めていることが報道されています。残念ながら、私たちの常識と世界各国の常識が一緒ではないこともあります。われわれが平和を望んでも話し合いでは解決できない問題もあります。自国の国民が拉致・だ捕、攻撃をされても守ることができないことがないようにしなければいけないと考えます。現在の諸情勢を鑑みれば、法案の慎重審議が必要ではありますが、安全保障関連法案を廃案にすればいいというものではないという考えですので、反対であることを表明して反対討論を終わります。

○議長 宮城清政君 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ただいまの意見書に対する賛成討論を行いたいと思います。先ほど反対討論のなかで尖閣諸島領海侵犯・領空侵犯云々ありましたけれども、自国が攻撃されているときに自衛することは憲法でも認めている。今度のこの関連法案については、自国が攻撃されていなくても、要するに友好国が戦争をしている、攻められている、そして自国が存立危機の事態だと政府が判断すれば自衛隊を派遣すると言うのです。要するに、そのときどきの政府が、日本が危ないと判断すればいつでもどこでも戦争に出かけて行ける、そういう法案なのです。自国が攻められたからやるという法案ではありません。ですから、今ま

でアメリカが起こしてきた戦争について日本政府は一度たりともその戦争は間違っている、反対だと言ったことはありません。つまり、これからアメリカが起こす戦争、侵略した戦争もいろいろあります。それについても自国が危ないとそのときの政府が判断すれば自衛隊が出かけて行く、いつでもどこでも戦争につながる法案だと私は思います。憲法で禁止された武力行使を行う、このことも言われています。政府は、例えば戦闘行為のところに武器や弾薬・燃料を運ぶ、そういうことをやっている最中に敵から攻められたときには逃げるのだという話もありました。ところが、首相は、そのときに応戦をすることもあると言っています。しかし、これは武力ではないと彼らは言っています。戦場において、いくら反撃であっても武器を使って反撃するということはまさに武力行為であり、このことは憲法9条で禁じられています。そういったアメリカの起こす戦争に日本の若者を派遣してはならないと思います。自衛隊を派遣してはならない。そして、日本の若者が他国で人を殺し殺される、そういう行為をやってはならないと思います。ですから、今度の法案については、まさに日本の安全のためと言っていますが、戦争法案そのものであり私は廃案を求める意見書に賛成をするものであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 私は、「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）に対して反対の立場から討論いたします。今日、わが国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しております。核兵器や弾道ミサイルなどの脅威があります。日本の近隣においても日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器も配備しているという報道もございます。国籍不明機に対して航空自衛隊が行う緊急発進は、10年前に比べ7倍にも増えています。いまや脅威は容易に国境を越えてやってきます。こうした緊張や脅威が紛争につながることを未然に防ぐ抑止力を高める法整備が必要なのです。今回の法整備は、あくまでも専守防衛の範囲内であり、他国を守ることを目的とした集団的自衛権は認めておりません。自衛の保持が取れるようにする法制です。この法案に対していろいろと懸念される部分がありますが、その懸念があるからこそ、新3要件を明示して、自衛隊を海外へ派遣する場合の3原則、はじめに国連決議があること、国会の例外なき事前承認をすること、隊員の安全確保が示されることというふうにされております。また、PKO参加5原則を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊の安全確保をどうするか、制度や仕組み、法律の中で盛り込んでいく必要があり、二重三重の縛りを設けております。自衛隊の武力行使については、自国防衛の自衛のときに限って許され、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法9条解釈の根幹は維持しております。今回の平和安全法制は、国民を守るための隙間のない防衛体制を整備するとともに、国際社会の平和と安全のための貢献を進めることを目的としており、憲法9条の下でできること、できないことを整理したものであります。また、憲法13条には国民を守ることが明記されていることも申し

平成27年第2回定例会6月19日（最終日）

添えておきます。したがって、安全保障関連法制は、憲法9条の枠を超えるものではなく、今回の意見書提出につきましては、異議をとなえ反対討論といたします。

○議長 宮城清政君 賛成者の討論はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第6号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。

日程第11. 陳情第6号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第11. 陳情第6号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。陳情第6号「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情について審査の経過を報告します。本案は、6月9日の本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では、6月10日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、のちほど意見書を上原喜代子議員が提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第6号「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第 12. 意見書第 2 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書

日程第 13. 意見書第 3 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書

○議長 宮城清政君 日程第 12. 意見書第 2 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書及び日程第 13. 意見書第 3 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書についてを一括議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子君 それでは、意見書第 2 号を読み上げて提出とさせていただきます。

意見書第 2 号 平成 27 年度 6 月 19 日。南風原町議会議員 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 上原喜代子。賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、知念富信、花城清文、赤嶺雅和、宮城寛淳、大城真孝。30 人以下学級の早期完全実現のための意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

30 人以下学級の早期完全実現のための意見書 日々、教育発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の「1 学級 40 人」定数は、国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。2011 年度から国の教職員定数は 1 学級 40 人から 1 学級 35 人に、段階的に改善することになりました。沖縄県は、独自の少人数学級施策として小学校 1・2 年で条件が合えば 30 人以下学級、2012 年度から小学校 3 年生に 35 人以下学級、2014 年度から中学 1 年に 35 人以下学級を進展させています。しかし、さまざまな教育課題を抱える沖縄県では少人数学級実現はまだ不十分な状況であります。すべての子どもたちが、どこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん、県・市町村も含めた行政の責任であります。教育は未来への先行投資であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における 30 人以下学級の完全実現は急がれる課題になっており、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解のうえ、お力添えをいただきますよう強く要請いたします。記 一、段階的に 35 人以下学級を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに実施すること。一、30 人以下学級の早期完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年（2015 年）6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして、意見書第 3 号を読み上げて提出させていただきます。意見書第 3 号 平成 27

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

年度 6 月 19 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 上原喜代子。  
賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、知念富信、花城清文、赤嶺雅和、宮城寛淳、大城真孝。  
30 人以下学級の早期完全実現のための意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議  
会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。条文に関しましては、意見  
書第 2 号と同じとなっておりますので割愛させていただきます。記 一、段階的に 35 人以  
下学級を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに実施するよう国に要請すること。  
一、30 人以下学級の早期完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財  
政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも 30 人以下学級が実現できるよう枠の拡大  
や下限条件「25 人以上」の引下げに努力すること。一、30 人以下学級に伴う教室増等の条件  
整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は、臨時採用ではなく定  
期の教職員を充てるようにすること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出  
します。平成 27 年（2015 年）6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事、  
沖縄県教育委員会教育長。以上となっております。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題とな  
っております意見書第 2 号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 2 号については、委員会の付託  
を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第 2  
号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書についてを採決します。本件について、可  
決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。ただいま  
議題となっております意見書第 3 号につきましても、委員会の付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 3 号については、委員会の付託  
を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第 3  
号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書についてを採決します。本件について可

平成27年第2回定例会6月19日（最終日）

決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第14. 陳情第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第14. 陳情第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。陳情第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について審査の経過を報告します。本案は、6月9日の本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では、6月10日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、のちほど意見書を赤嶺雅和議員が提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第15. 意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書

○議長 宮城清政君 日程第15. 意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。9番 赤嶺雅和議員。

○9 番 赤嶺雅和君 では、意見書第 4 号を読み上げて提案いたします。意見書第 4 号 平成 27 年 6 月 19 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺雅和。賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、同知念富信、同花城清文、同宮城寛淳、同上原喜代子同大城真孝。義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書 日々、教育のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには、財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、教育的議論と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、2006 年、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの 2 分の 1 から 3 分の 1 に削減しました。現在においても、財源確保として国から地方への一括交付金、教育一括交付金等の問題が十分に議論されておらず、解決しておりません。もし、義務教育費国庫負担がなくなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は、非常に深刻な状況に置かれることが十分予想されます。子どもたちの教育条件に地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。記 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を 2 分の 1 以上に拡充すること。一次期教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充すること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組むすぐれた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年 6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 4 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 4 号については、委員会の付託

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから意見書第 4 号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書ついてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

#### 日程第 16. 陳情第 9 号 所得税法 56 条廃止の意見書提出を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第 16. 陳情第 9 号 所得税法 56 条廃止の意見書提出を求める陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、陳情第 9 号 所得税法 56 条廃止の意見書提出を求める陳情書について総務民生常任委員会の経過を報告いたします。本件は、6 月 9 日に当委員会に付託されたものであります。委員会では、10 日に委員会を開き審査を行い、翌 11 日に採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入って、採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、のちほど赤嶺奈津江議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第 9 号 所得税法 56 条廃止の意見書提出を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

#### 日程第 17. 意見書第 5 号 所得税法 56 条の廃止を求める意見書

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

○議長 宮城清政君 日程第 17. 意見書第 5 号 所得税法 56 条の廃止を求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん それでは、読み上げて提案させていただきます。意見書第 5 号 南風原町議会議長 宮城清政殿。平成 27 年 6 月 19 日。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、大城 毅、金城好春、浦崎みゆき。所得税法 56 条の廃止を求める意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

所得税法 56 条の廃止を求める意見書 中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業員の働き分（自家労賃）は、所得税法第 56 条により「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と定められており、必要経費として認められていません。これは、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いためであります。その場合は、配偶者で 86 万円、家族の場合で 50 万円が控除されることになるため、家族従業者はこのわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも全く自立が困難な状況となっています。このため、家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっています。一方、青色申告にした場合は、専従者として給与の支払いを受けることができ、必要経費と認められることになるため、同じ労働に対して大きな矛盾を生み出しています。また、民法、労働法及び社会保障の観点から見た場合に、家族従業員の人権の保障上の問題も生じています。そのため、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認めており、近年、わが国でも見直しを求める機運が高まっています。よって、政府におかれましては、所得税法第 56 条を早急に廃止するよう要請します。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年度 6 月 19 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 5 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 5 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

平成27年第2回定例会6月19日（最終日）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより意見書第5号 所得税法56条の廃止を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本件は、可決されました。

日程第18. 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

日程第19. 陳情第4号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請

○議長 宮城清政君 日程第18. 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、日程第19. 陳情第4号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請について一括議題とします。

○議長 宮城清政君 総務民生常任委員長からそれぞれ委員会の審査についてお手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20. 決議第3号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第20. 決議第3号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成 27 年第 2 回南風原町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会（午後 0 時 17 分）

地方自治法第 123 条の第 2 項の規定により署名する。